

頁	現行（平成28年11月修正）	修正案	改正理由																								
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>																									
	<b>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>	<b>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>																									
	<b>第2節 重点を置くべき事項</b>	<b>第2節 重点を置くべき事項</b>																									
5	<b>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</b> 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での退避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 <b>4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</b> 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。	<b>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</b> 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「 <u>屋内安全確保</u> 」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 <b>4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</b> 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、 <u>積極的な被災者台帳の作成及び活用</u> を図ること。	表記の整理（愛知県地域防災計画 H29.5）  表記の整理（愛知県地域防災計画 H29.5）																								
	<b>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>																									
	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>																									
11	<b>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</b> (9) 文化・厚生・社会団体 ア <u>日赤奉仕団・女性の会</u> ・青年団・体育関係団体等は、被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。	<b>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</b> (9) 文化・厚生・社会団体 ア <u>赤十字奉仕団</u> ・青年団・体育関係団体等は、被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。	表記の整理																								
	<b>第2編 災害予防</b>	<b>第2編 災害予防</b>																									
	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>																									
	<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>	<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>																									
15	<b>1 市における措置</b> (1) 自主防災組織の推進 イ 自主防災組織等のネットワーク化の推進 いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要なため、 <u>自主防災組織、防災関係団体等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。</u>	<b>1 市における措置</b> (1) 自主防災組織の推進 イ 自主防災組織等との連携体制の推進 いざという時には、日ごろからの地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、 <u>市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u>	対策の追加（愛知県地域防災計画 H29.5）																								
16	<b>4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b> (4) 防災ボランティア活動の普及・啓発 ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。 (追加)	<b>4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b> (4) 防災ボランティア活動の普及・啓発 ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。 <u>また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。</u>	対策の追加（愛知県地域防災計画 H29.5）																								
	<b>第2章 水害予防対策</b>	<b>第2章 水害予防対策</b>																									
19	<b>■基本方針</b> ○ 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。 (追加) (略) <b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第3節 浸水想定区域における対策</td> <td>市、土地改良区</td> <td>1 洪水浸水想定区域の指定 2 雨水出水浸水想定区域の指定 3 (1) 洪水浸水想定区域 3 (2) 小牧市防災ガイドブックの配布 (追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 浸水想定区域における対策	市、土地改良区	1 洪水浸水想定区域の指定 2 雨水出水浸水想定区域の指定 3 (1) 洪水浸水想定区域 3 (2) 小牧市防災ガイドブックの配布 (追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	<b>■基本方針</b> ○ 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。 ○ <u>住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める</u> (略) <b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第3節 浸水想定区域における対策</td> <td>市、土地改良区</td> <td>1 洪水浸水想定区域の指定 2 雨水出水浸水想定区域の指定 3 (1) 洪水浸水想定区域 3 (2) 小牧市防災ガイドブックの配布 5 (2) 実施状況の確認等</td> </tr> <tr> <td>地階等の所有者又は管理者</td> <td>4 (1) 計画の策定 4 (2) 訓練の実施 4 (3) 自衛水防組織の設置</td> </tr> <tr> <td>要配慮者利用施設の所有者又は管理者</td> <td>5 (1) 計画の策定等</td> </tr> <tr> <td>大規模工場等の所有者又は管理者</td> <td>6 (1) 計画の策定 6 (2) 訓練の実施 6 (3) 自衛水防組織</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 浸水想定区域における対策	市、土地改良区	1 洪水浸水想定区域の指定 2 雨水出水浸水想定区域の指定 3 (1) 洪水浸水想定区域 3 (2) 小牧市防災ガイドブックの配布 5 (2) 実施状況の確認等	地階等の所有者又は管理者	4 (1) 計画の策定 4 (2) 訓練の実施 4 (3) 自衛水防組織の設置	要配慮者利用施設の所有者又は管理者	5 (1) 計画の策定等	大規模工場等の所有者又は管理者	6 (1) 計画の策定 6 (2) 訓練の実施 6 (3) 自衛水防組織	対策の追加（愛知県地域防災計画 H29.5）  表記の整理（愛知県地域防災計画 H29.5）
区分	機関名	主な措置																									
第3節 浸水想定区域における対策	市、土地改良区	1 洪水浸水想定区域の指定 2 雨水出水浸水想定区域の指定 3 (1) 洪水浸水想定区域 3 (2) 小牧市防災ガイドブックの配布 (追加)																									
	(追加)	(追加)																									
	(追加)	(追加)																									
	(追加)	(追加)																									
区分	機関名	主な措置																									
第3節 浸水想定区域における対策	市、土地改良区	1 洪水浸水想定区域の指定 2 雨水出水浸水想定区域の指定 3 (1) 洪水浸水想定区域 3 (2) 小牧市防災ガイドブックの配布 5 (2) 実施状況の確認等																									
	地階等の所有者又は管理者	4 (1) 計画の策定 4 (2) 訓練の実施 4 (3) 自衛水防組織の設置																									
	要配慮者利用施設の所有者又は管理者	5 (1) 計画の策定等																									
	大規模工場等の所有者又は管理者	6 (1) 計画の策定 6 (2) 訓練の実施 6 (3) 自衛水防組織																									
	<b>第2節 雨水出水対策</b>	<b>第2節 雨水出水対策</b>																									
20	<b>1 市における措置</b> (1) 公共下水道事業 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。	<b>1 市における措置</b> (1) 公共下水道事業 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、 <u>予想される被害の未然防止に努める。</u>	表記の整理																								

頁	現行（平成 28 年 11 月修正）	修 正 案	改正理由		
21	<p><b>第 3 節 浸水想定区域における対策</b></p> <p><b>3 市における措置</b></p> <p>(1) 洪水浸水想定区域</p> <p>①庄内川水系新川（大山川）浸水想定区域 対象地域：多気南町、多気西町、南外山、春日寺一丁目</p> <p>②庄内川水系庄内川浸水想定区域 対象地域：多気中町、多気南町、多気西町 (追加)</p> <p>ア 洪水予報等の伝達方法等 広報車による広報、Webサイト、SNS等を利用した情報発信、防災情報メール、エリアメール等を活用し、情報伝達を行う。</p> <p>イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 市の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、適切に避難勧告等を行い、事前の避難を呼び掛ける。</p> <p>ウ <u>浸水想定区域内に水防法第 15 条第 1 項第 4 号に掲げる施設は、この浸水想定区域内にはない。</u></p> <p>(2) <u>小牧市防災ガイドブックの配布</u> 市は、小牧市防災ガイドブックにおいて市民に対して適切な情報提供を行うとともに、風水害に対する防災意識啓発を行う。 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第 3 節 浸水想定区域における対策</b></p> <p><b>3 市における措置</b></p> <p>(1) 洪水浸水想定区域</p> <p>①庄内川水系新川（大山川）浸水想定区域 対象地域：多気南町、多気西町、南外山、春日寺一丁目</p> <p>②庄内川水系庄内川浸水想定区域 対象地域：<u>下小針天神二丁目、多気中町、多気東町、多気南町、多気西町、藤島町向江</u></p> <p>③木曾川水系木曾川浸水想定区域 対象地域：<u>大字西之島、入鹿出新田、大字三ツ渚、大字三ツ渚原新田、舟津、大字小木、小木西一～三丁目、小木四～五丁目、新小木一～四丁目、小木南二～三丁目、藤島一～二丁目、藤島町梵天、藤島町中島、藤島町鏡池、藤島町徳願寺、藤島町五才田、藤島町居屋敷、藤島町出口</u></p> <p>(2) <u>各種洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設別途、小牧市地域防災計画附属資料に位置付けるものとする。</u></p> <p>(3) 洪水予報等の伝達方法等 広報車による広報、Webサイト、SNS等を利用した情報発信、防災情報メール、エリアメール等を活用し、情報伝達を行う。</p> <p>(4) <u>避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u> 市の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、適切に避難勧告等を行い、事前の避難を呼び掛けるものとする。 (削除)</p> <p>(5) <u>小牧市防災ガイドブックの配布</u> 市は、小牧市防災ガイドブックにおいて市民に対して適切な情報提供を行うとともに、風水害等自然災害に対する防災意識啓発を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1018 1181 1801 1258"> <tr> <td>附属資料</td> <td>3.5 浸水想定区域図、3.6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設</td> </tr> </table> <p><b>4 地階等の所有者又は管理者における措置</b> <u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地階等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。</u></p> <p>(1) 計画の策定 <u>単独で又は共同して、当該地階等の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。</u> <u>なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地階等と連続する施設であって、当該地階等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 訓練の実施 <u>地階等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施。</u></p> <p>(3) 自衛水防組織の設置 <u>地階等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告。</u></p> <p><b>5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</b></p> <p>(1) 計画の策定等 <u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</u></p> <p>ア 計画の策定 <u>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成</u></p> <p>イ 訓練の実施 <u>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</u></p> <p>ウ 自衛水防組織の設置 <u>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</u></p> <p>(2) 実施状況の確認等 <u>県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p> <p><b>6 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</b> <u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</u></p> <p>(1) 計画の策定 <u>大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を図るために必要</u></p>	附属資料	3.5 浸水想定区域図、3.6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
附属資料	3.5 浸水想定区域図、3.6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設				

頁	現行 (平成 28 年 11 月修正)	修正案	改正理由																																																												
		な訓練その他の措置に関する計画の作成 (2) 訓練の実施 大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施 (3) 自衛水防組織の設置 大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告																																																													
<b>第3章 土砂災害等予防対策</b>																																																															
24	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 砂防対策</td> <td>中部地方整備局、県、市</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 砂防対策	中部地方整備局、県、市	(略)	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 砂防対策</td> <td>中部地方整備局、県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 砂防対策	中部地方整備局、県	(略)	表記の整理																																																
区分	機関名	主な措置																																																													
第3節 砂防対策	中部地方整備局、県、市	(略)																																																													
区分	機関名	主な措置																																																													
第3節 砂防対策	中部地方整備局、県	(略)																																																													
<b>第2節 土砂災害の防止</b>																																																															
25	<b>1 市における対策</b> (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 エ 警戒区域内の社会福祉施設等 障がい者支援施設 ハートランド小牧の杜 (住所：小牧市大山岩次208-8) TEL：78-1911 FAX：47-1001 (追加)	<b>1 市における対策</b> (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 エ 警戒区域内の社会福祉施設等 土砂災害警戒区域内に位置する社会福祉施設等については、小牧市地域防災計画附属資料「3.3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」に記載する。 附属資料 3.3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	表記の整理																																																												
26	<b>2 愛知県における対策</b> (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。	<b>2 愛知県における措置</b> (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。	表記の整理																																																												
<b>第3節 砂防対策</b>																																																															
27	<b>1 中部地方整備局、県及び市における措置</b> (略)	<b>1 中部地方整備局及び県における措置</b> (略)	主体の修正																																																												
<b>第4章 事故・火災等予防対策</b>																																																															
30	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 航空災害対策</td> <td>市 (消防機関)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 鉄道災害対策</td> <td>県、警察、市 (消防機関)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部運輸局、県、警察、市 (消防機関)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3節 道路災害対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>道路管理者、県、警察、市 (消防機関)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県、警察、市 (消防機関)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第8節 地階等の保安対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防機関 (市)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>4(1) (略) 4(2) (略) 4(3) 救急救助資機材の整備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 航空災害対策	市 (消防機関)	(略)	第2節 鉄道災害対策	県、警察、市 (消防機関)	(略)	中部運輸局、県、警察、市 (消防機関)	(略)	第3節 道路災害対策	(略)	(略)	道路管理者、県、警察、市 (消防機関)	(略)	県、警察、市 (消防機関)	(略)	第8節 地階等の保安対策	(略)	(略)	(略)	(略)	消防機関 (市)	(略)	県警察	4(1) (略) 4(2) (略) 4(3) 救急救助資機材の整備	(略)	(略)	(略)	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 航空災害対策</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 鉄道災害対策</td> <td>県、警察、市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部運輸局、県、警察、市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3節 道路災害対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>道路管理者、県、警察、市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県、警察、市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第8節 地階等の保安対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>4(1) (略) 4(2) (略) 4(3) 救急救助用資機材の整備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 航空災害対策	市	(略)	第2節 鉄道災害対策	県、警察、市	(略)	中部運輸局、県、警察、市	(略)	第3節 道路災害対策	(略)	(略)	道路管理者、県、警察、市	(略)	県、警察、市	(略)	第8節 地階等の保安対策	(略)	(略)	(略)	(略)	市	(略)	県警察	4(1) (略) 4(2) (略) 4(3) 救急救助用資機材の整備	(略)	(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																																																													
第1節 航空災害対策	市 (消防機関)	(略)																																																													
第2節 鉄道災害対策	県、警察、市 (消防機関)	(略)																																																													
	中部運輸局、県、警察、市 (消防機関)	(略)																																																													
第3節 道路災害対策	(略)	(略)																																																													
	道路管理者、県、警察、市 (消防機関)	(略)																																																													
	県、警察、市 (消防機関)	(略)																																																													
第8節 地階等の保安対策	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	消防機関 (市)	(略)																																																													
	県警察	4(1) (略) 4(2) (略) 4(3) 救急救助資機材の整備																																																													
(略)	(略)	(略)																																																													
区分	機関名	主な措置																																																													
第1節 航空災害対策	市	(略)																																																													
第2節 鉄道災害対策	県、警察、市	(略)																																																													
	中部運輸局、県、警察、市	(略)																																																													
第3節 道路災害対策	(略)	(略)																																																													
	道路管理者、県、警察、市	(略)																																																													
	県、警察、市	(略)																																																													
第8節 地階等の保安対策	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	市	(略)																																																													
	県警察	4(1) (略) 4(2) (略) 4(3) 救急救助用資機材の整備																																																													
(略)	(略)	(略)																																																													
<b>第1節 航空災害対策</b>																																																															
32	<b>1 市 (消防機関) における措置</b> (略)	<b>1 市における措置</b> (略)	表記の整理																																																												
<b>第2節 鉄道災害対策</b>																																																															
32	<b>1 県、警察及び市 (消防機関) における措置</b> (略)	<b>1 県、警察及び市における措置</b> (略)	表記の整理																																																												
<b>2 中部運輸局、県、警察、市 (消防機関) における措置</b> (略)																																																															
<b>第3節 道路災害対策</b>																																																															
33	<b>1 県、警察及び市 (消防機関) における措置</b> (略)	<b>1 県、警察及び市における措置</b> (略)	表記の整理																																																												
<b>第8節 地階等の保安対策</b>																																																															
36	<b>3 消防機関 (市) における措置</b> (略)	<b>3 市における措置</b> (略)	表記の整理																																																												
<b>第6章 都市の防災性の向上</b>																																																															
44	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 マスタープラン等の策定</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 マスタープラン等の策定	(略)	(略)	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	(略)	(略)	表記の整理																																																
区分	機関名	主な措置																																																													
第1節 マスタープラン等の策定	(略)	(略)																																																													
区分	機関名	主な措置																																																													
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	(略)	(略)																																																													
<b>第1節 マスタープラン等の策定</b>																																																															
<b>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</b>																																																															

頁	現行 (平成 28 年 11 月修正)	修正案	改正理由																														
44	<p>(1) 都市計画のマスタープランの策定 都市計画区域マスタープラン及び小牧市都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。</p> <p>(2) 防災街区整備方針の策定 地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。</p>	<p>(1) 都市計画のマスタープランの策定 小牧市都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。</p> <p>(削除)</p>	表記の整理																														
<b>第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>		<b>第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>																															
47	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td>市、防災関係機関</td> <td>1 (1) 防災施設等の整備 1 (2) 防災用拠点施設の整備促進 (追加) 1 (3)～(7) (略) 1 (8) 防災用拠点施設の屋上番号標示 5 (略) 8～11 (略)</td> </tr> <tr> <td>消防機関 (市)</td> <td>2 (略)</td> </tr> <tr> <td>水防機関 (略)</td> <td>3 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>4 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 (1) 防災施設等の整備 1 (2) 防災用拠点施設の整備促進 (追加) 1 (3)～(7) (略) 1 (8) 防災用拠点施設の屋上番号標示 5 (略) 8～11 (略)	消防機関 (市)	2 (略)	水防機関 (略)	3 (略)	(略)	4 (略)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td>市、防災関係機関</td> <td>1 防災拠点施設の整備 (削除) 2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進 2 (2)～(6) (略) 2 (7) 防災拠点施設の屋上番号標示 6 (略) 9～12 (略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>3 (略) 4 (略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>5 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 防災拠点施設の整備 (削除) 2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進 2 (2)～(6) (略) 2 (7) 防災拠点施設の屋上番号標示 6 (略) 9～12 (略)	市	3 (略) 4 (略)	(削除)	(削除)	(略)	5 (略)	表記の整理						
区分	機関名	主な措置																															
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 (1) 防災施設等の整備 1 (2) 防災用拠点施設の整備促進 (追加) 1 (3)～(7) (略) 1 (8) 防災用拠点施設の屋上番号標示 5 (略) 8～11 (略)																															
	消防機関 (市)	2 (略)																															
	水防機関 (略)	3 (略)																															
	(略)	4 (略)																															
区分	機関名	主な措置																															
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 防災拠点施設の整備 (削除) 2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進 2 (2)～(6) (略) 2 (7) 防災拠点施設の屋上番号標示 6 (略) 9～12 (略)																															
	市	3 (略) 4 (略)																															
	(削除)	(削除)																															
	(略)	5 (略)																															
<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>		<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>																															
47	<p>(追加) (追加)</p> <p><b>1 市、防災関係機関における措置</b> (1) (略) (2) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>1 防災拠点施設の整備</b> 防災拠点は、応急対策活動時において重要な役割を担う場所である。その役割を十分に果たすために、地形等の案件に応じて建物の浸水対策に配慮するとともに、耐震性を図るものとする。また、非常用電源設備等の整備を図り、外部との連携・連絡体制構築が必要と認められる施設については、衛星携帯電話の導入など多様な通信手段の確保に努める。市の防災拠点施設について、以下のとおりまとめる。 市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては、早期に復旧できるように体制等を強化する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災拠点施設</th> <th>役割等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所 (本庁舎・東庁舎)</td> <td>市災害対策本部運営</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>消火・救急・救助活動</td> <td>各支署も含む</td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>災害医療・保健衛生活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民病院</td> <td>医療救護活動</td> <td>災害拠点病院</td> </tr> <tr> <td>リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター</td> <td>災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>応急給水・復旧活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各災害復旧用オープンスペース候補地</td> <td>消防・自衛隊・ライフライン復旧・応急仮設住宅・災害廃棄物要用地</td> <td>附属資料 7.1.6 にて掲載</td> </tr> <tr> <td>各緊急物資集積場所</td> <td>物資の受入・搬出</td> <td>附属資料 7.1.3 にて掲載</td> </tr> <tr> <td>各指定避難所 (地震避難所 40 箇所)</td> <td>避難者の収容等</td> <td>附属資料 7.1.4 にて掲載</td> </tr> </tbody> </table> <p>附属資料 7.1.3 緊急物資の集積場所、7.1.4 市防災活動拠点、7.1.5 防災拠点施設</p> <p><b>2 市、防災関係機関における措置</b> (削除) (削除)</p>	防災拠点施設	役割等	備考	市役所 (本庁舎・東庁舎)	市災害対策本部運営		消防署	消火・救急・救助活動	各支署も含む	保健センター	災害医療・保健衛生活動		市民病院	医療救護活動	災害拠点病院	リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター	災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動		上下水道部	応急給水・復旧活動		各災害復旧用オープンスペース候補地	消防・自衛隊・ライフライン復旧・応急仮設住宅・災害廃棄物要用地	附属資料 7.1.6 にて掲載	各緊急物資集積場所	物資の受入・搬出	附属資料 7.1.3 にて掲載	各指定避難所 (地震避難所 40 箇所)	避難者の収容等	附属資料 7.1.4 にて掲載	表記の整理
防災拠点施設	役割等	備考																															
市役所 (本庁舎・東庁舎)	市災害対策本部運営																																
消防署	消火・救急・救助活動	各支署も含む																															
保健センター	災害医療・保健衛生活動																																
市民病院	医療救護活動	災害拠点病院																															
リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター	災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動																																
上下水道部	応急給水・復旧活動																																
各災害復旧用オープンスペース候補地	消防・自衛隊・ライフライン復旧・応急仮設住宅・災害廃棄物要用地	附属資料 7.1.6 にて掲載																															
各緊急物資集積場所	物資の受入・搬出	附属資料 7.1.3 にて掲載																															
各指定避難所 (地震避難所 40 箇所)	避難者の収容等	附属資料 7.1.4 にて掲載																															
48	<p>(3)・(4) (略) (5) 人材の育成等 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p>(6) 防災中枢機能の充実 保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難</p>	<p>(1) 市町村業務継続計画等の策定促進 県は、市町村の業務継続計画や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。</p> <p>(2)・(3) (略) (4) 人材の育成等 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p>(5) 防災中枢機能の充実 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。そ</p>	表記の整理  対策の追加																														

頁	現行(平成28年11月修正)	修正案	改正理由																		
49	<p>な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 (追加)</p> <p>(7) (略) (8) 防災用拠点施設屋上における番号表示 (略)</p> <p><b>2～4</b> <b>5 情報の収集・連絡体制の整備</b> (2) 通信手段・設備等 ウ 防災情報システムの整備 県、市及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p>	<p>の際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 また、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができ体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p> <p>(6) (略) (7) 防災拠点施設屋上における番号表示 (略)</p> <p><b>3～5</b> <b>6 情報の収集・連絡体制の整備</b> (2) 通信手段・設備等 ウ 防災情報システムの整備 県、市及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。 また、県及び市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</p>	<p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p>																		
50	<p><b>6 救助・救急等に係る施設・設備等</b> <b>7 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等</b> 災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善及び点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛の導入や舟艇を配備する。(略)</p> <p><b>8 物資の備蓄、調達供給体制の確保</b> (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>附属資料</td> <td>5.1.19、5.1.57 災害時における物資調達に関する協定 (追加)</td> </tr> </table>	附属資料	5.1.19、5.1.57 災害時における物資調達に関する協定 (追加)	<p><b>7 救助・救急等に係る施設・設備等</b> <b>8 道路等の復旧に係る施設・設備等</b> 災害のため被災した道路等の損壊の復旧に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛の導入や舟艇を配備する。(略)</p> <p><b>9 物資の備蓄、調達供給体制の確保</b> (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>附属資料</td> <td>5.1.19、5.1.57 災害時における物資調達に関する協定 5.1.20 災害時における石油類燃料の供給に関する協定</td> </tr> </table>	附属資料	5.1.19、5.1.57 災害時における物資調達に関する協定 5.1.20 災害時における石油類燃料の供給に関する協定	<p>表記の整理</p> <p>協定の追加</p>														
附属資料	5.1.19、5.1.57 災害時における物資調達に関する協定 (追加)																				
附属資料	5.1.19、5.1.57 災害時における物資調達に関する協定 5.1.20 災害時における石油類燃料の供給に関する協定																				
51	<p><b>9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</b> (2) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p><b>10 災害廃棄物処理に係る事前対策</b> (2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県は、災害廃棄物対策指針(平成26年3月：環境省)に基づき、県災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について示すものとする。</p> <p><b>11 罹災証明書の発行体制の整備</b> (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 (追加) (2) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p>	<p><b>10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</b> (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p><b>11 災害廃棄物処理に係る事前対策</b> (2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県は、愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月)に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市町村、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。</p> <p><b>12 罹災証明書の発行体制の整備</b> (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。 (3) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>愛知県災害廃棄物処理計画の策定(H28.10)</p> <p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p> <p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p> <p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p>																		
<b>第8章 避難行動の促進対策</b>		<b>第8章 避難行動の促進対策</b>																			
52	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</td> <td>市</td> <td>1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 判断のための助言を求めるための事前準備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 判断のための助言を求めるための事前準備		(略)	(略)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</td> <td>市</td> <td>1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備		(略)	(略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																			
第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 判断のための助言を求めるための事前準備																			
	(略)	(略)																			
区分	機関名	主な措置																			
第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備																			
	(略)	(略)																			
52	<p><b>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</b> <b>1 市における措置</b> 市は、さまざまな環境下にある住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、広報車による広報やツイッター、フェイスブックなどのSNS、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p>	<p><b>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</b> <b>1 市における措置</b> 市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地階等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、広報車による広報やツイッター、フェイスブックなどのSNS、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p>	<p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p>																		
53	<p><b>第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等</b> <b>市における措置</b> <b>1 緊急避難場所の指定</b></p>	<p><b>第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等</b> <b>市における措置</b> <b>1 緊急避難場所の指定</b></p>																			

頁	現行(平成28年11月修正)	修正案	改正理由
	<p>(略)</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</p>	<p>(略)</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。</p> <p>また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</p>	<p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p>
	<b>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b>	<b>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b>	
54	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、<u>避難指示</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難準備情報</u>等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、<u>避難指示(緊急)</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める</u></p>	<p>避難情報の名称変更</p> <p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p>
55	<p>オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避等</u>の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</p> <p>カ (略)</p> <p>(3) <u>判断のための助言を求めるための事前準備</u></p> <p>市は、<u>避難勧告又は指示を行う際</u>(土砂災害については、それらを解除する際も含む)に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p>カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</p> <p>キ (略)</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市は、<u>避難勧告等を発令する際</u>(土砂災害については、それらを解除する際も含む)に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理(愛知県地域防災計画 H29.5)</p> <p>避難情報の名称変更</p> <p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p>
	<b>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</b>	<b>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</b>	
55	<p><b>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</b></p> <p>市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。</p>	<p><b>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</b></p> <p>市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。<u>その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</u></p>	<p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p>
	<b>第5節 避難に関する意識啓発</b>	<b>第5節 避難に関する意識啓発</b>	
57	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>イ 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと</li> </ul> <p>(3) その他</p> <p>防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>イ 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきこと</li> </ul> <p>(3) その他</p> <p>ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p> <p>イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、<u>日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</u></p> <p>ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</p>	<p>表記の整理(愛知県地域防災計画 H29.5)</p> <p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p>
	<b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第1節 避難所の指定・整備</b>	<b>第1節 避難所の指定・整備</b>	
59	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市は、平成26年に実施した地震被害想定調査に基づく避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力体制によるバックアップのもとに、避難所等の整備を図る。</p> <p>また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>イ (略)</p> <p>※ 介護が必要な要配慮者の状況に応じて必要な規模の確保に努める必要がある。</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市は、平成26年に実施した地震被害想定調査に基づく避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。</p> <p>また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。</p> <p>なお、農地を避難場所等として活用できるよう、農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>イ (略)</p> <p>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必</p>	<p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p> <p>表記の整理</p>

頁	現行(平成28年11月修正)	修正案	改正理由																		
60	<p>ウ(略) (追加)</p> <p>エ～オ(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p>	<p>要がある。</p> <p>ウ(略)</p> <p>エ <u>指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p> <p>オ～カ(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。 <u>また、平成29年3月に「小牧市避難所開設運営マニュアル」を作成し、公表したため、この冊子を参考に各避難所において運営体制の整備を進めていく。</u> イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p>	<p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p> <p>「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」の策定</p> <p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p> <p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p>																		
<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p>																					
60	<p><b>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(1) 対象者の把握 要配慮者に関しては、対象者ごと、地区ごとの緻密な把握が、震災時の救援につながるものと考えられるため、対象者の把握方法等に関する詳細は、次の部署で検討を進めるものとする。 ア 障がい者・介護及び救護を要する高齢者：福祉総務課、<u>地域福祉課、介護保険課</u> イ 外国人：シティプロモーション課</p>	<p><b>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(1) 対象者の把握 要配慮者に関しては、対象者ごと、地区ごとの緻密な把握が、震災時の救援につながるものと考えられるため、対象者の把握方法等に関する詳細は、次の部署で検討を進めるものとする。 ア 障がい者・介護及び救護を要する高齢者：福祉総務課、<u>地域包括ケア推進課、長寿・障がい福祉課、介護保険課</u> イ 外国人：シティプロモーション課</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>																		
61	<p>(4) 避難行動要支援者対策 イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(7) 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握するものとする。</p>	<p>(4) 避難行動要支援者対策 イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(7) 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、<u>外国人等</u>の情報を把握するものとする。</p>	<p>表記の整理(愛知県地域防災計画 H29.5)</p>																		
62	<p>(5) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、<u>言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人市民や旅行者等が</u>、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p>	<p>(5) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、<u>被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ</u>、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p>	<p>表記の整理(愛知県地域防災計画 H29.5)</p>																		
<p><b>第10章 広域応援体制の整備</b></p>																					
64	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	(略)	(略)	(追加)	(追加)	(追加)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</td> <td>市、県</td> <td>1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	(略)	(略)	第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	市、県	1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																			
第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	(略)	(略)																			
(追加)	(追加)	(追加)																			
区分	機関名	主な措置																			
第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	(略)	(略)																			
第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	市、県	1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等																			
<p><b>第2節 広域応援体制の整備</b></p>																					
65	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 応援協定の締結等 イ 民間団体等との協定 市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等との協力を得るため、<u>応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 ア 防災活動拠点の確保等 市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 応援協定の締結等 イ 民間団体等との協定 市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と<u>応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。</u>民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、<u>あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</u></p> <p>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 ア 防災活動拠点の確保等 市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p>	<p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p> <p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p>																		

頁	現行(平成28年11月修正)	修正案	改正理由																																														
		<p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p>																																															
	(追加)	<p><b>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b></p> <p><b>1 市及び県における措置</b></p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、<u>広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等(以下、「物資拠点」という。)</u>の見直しを始め、<u>物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 訓練・検証等 市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、<u>連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</u></p>	<p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p> <p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p>																																														
	<b>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	<b>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</b>																																															
66	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 防災訓練の実施</td> <td rowspan="3">県、市町村</td> <td>1(1) 基礎訓練</td> </tr> <tr> <td>1(2) 総合訓練</td> </tr> <tr> <td>1(3) <u>防災訓練に伴う交通規制</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1(4) 防災訓練の指導協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1(5) 訓練の検証</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1(6) 図上訓練等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1) 基礎訓練	1(2) 総合訓練	1(3) <u>防災訓練に伴う交通規制</u>			1(4) 防災訓練の指導協力			1(5) 訓練の検証			1(6) 図上訓練等		(略)	(略)		(略)	(略)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 防災訓練の実施</td> <td rowspan="3">県、市町村</td> <td>1(1) 基礎訓練</td> </tr> <tr> <td>1(2) 総合訓練</td> </tr> <tr> <td>1(3) <u>広域応援訓練</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1(4) 防災訓練の指導協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1(5) 訓練の検証</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1(6) 図上訓練等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1) 基礎訓練	1(2) 総合訓練	1(3) <u>広域応援訓練</u>			1(4) 防災訓練の指導協力			1(5) 訓練の検証			1(6) 図上訓練等		(略)	(略)		(略)	(略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																																															
第1節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1) 基礎訓練																																															
		1(2) 総合訓練																																															
		1(3) <u>防災訓練に伴う交通規制</u>																																															
		1(4) 防災訓練の指導協力																																															
		1(5) 訓練の検証																																															
		1(6) 図上訓練等																																															
	(略)	(略)																																															
	(略)	(略)																																															
区分	機関名	主な措置																																															
第1節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1) 基礎訓練																																															
		1(2) 総合訓練																																															
		1(3) <u>広域応援訓練</u>																																															
		1(4) 防災訓練の指導協力																																															
		1(5) 訓練の検証																																															
		1(6) 図上訓練等																																															
	(略)	(略)																																															
	(略)	(略)																																															
	<b>第1節 防災訓練の実施</b>	<b>第1節 防災訓練の実施</b>																																															
68	<p><b>1 市及び県等における措置</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>防災訓練に伴う交通規制</u> 公安委員会は、災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法の定めるところにより防災訓練を効果的に実施するために、<u>必要な限度で区域又は道路の区間を指定して通行禁止等の交通規制を実施する。</u></p> <p>(4) 防災訓練の指導協力 市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</p>	<p><b>1 市及び県等における措置</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>広域応援訓練</u> 県及び市は、市町村が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、<u>県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。</u></p> <p>(4) 防災訓練の指導協力 市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは<u>自主防災組織</u>が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。 さらに、<u>企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。</u></p>	<p>表記の整理(愛知県地域防災計画 H29.5)</p> <p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p>																																														
	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>																																															
68	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 防災意識の啓発 市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 ア ~ オ (略) カ 警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 防災意識の啓発 市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、<u>県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</u> ア ~ オ (略) カ 警報等発表時や避難指示(緊急)、避難勧告、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令時にとるべき行動</p>	<p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p>																																														
69	<p>(3) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日分の家庭内備蓄を推進する。</p>	<p>(3) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日分の家庭内備蓄を推進する。 また、<u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</u></p>	<p>避難情報の名称変更</p> <p>対策の追加(愛知県地域防災計画 H29.5)</p>																																														
	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>																																															
	<b>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</b>	<b>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</b>																																															
73	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 災害対策本部の設置・運営</td> <td rowspan="3">市</td> <td>1(1) 災害対策本部</td> </tr> <tr> <td>1(2) 本部員会議</td> </tr> <tr> <td>1(3) <u>災害救助法が適用された場合の体制</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 災害対策本部の設置・運営	市	1(1) 災害対策本部	1(2) 本部員会議	1(3) <u>災害救助法が適用された場合の体制</u>		防災関係機関	(略)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 災害対策本部の設置・運営</td> <td rowspan="3">市</td> <td>1(1) <u>災害対策本部の設置</u></td> </tr> <tr> <td>1(2) <u>本部員会議の組織運営</u> (削除)</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 災害対策本部の設置・運営	市	1(1) <u>災害対策本部の設置</u>	1(2) <u>本部員会議の組織運営</u> (削除)			防災関係機関	(略)	<p>表記の整理</p>																								
区分	機関名	主な措置																																															
第1節 災害対策本部の設置・運営	市	1(1) 災害対策本部																																															
		1(2) 本部員会議																																															
		1(3) <u>災害救助法が適用された場合の体制</u>																																															
	防災関係機関	(略)																																															
区分	機関名	主な措置																																															
第1節 災害対策本部の設置・運営	市	1(1) <u>災害対策本部の設置</u>																																															
		1(2) <u>本部員会議の組織運営</u> (削除)																																															
	防災関係機関	(略)																																															



頁	現行（平成28年11月修正）			修正案			改正理由																																
	第2節 職員の派遣要請	市	1(1)～1(3)（略） （追加）	第2節 職員の派遣要請	市	1(1)～1(3)（略） 1(4) 被災市町村への市職員の派遣																																	
	（追加）	（追加）	（追加）	第3節 災害救助法の適用	県	1(1) 災害救助法の適用 1(2) 救助の実施 1(3) 市町村への委任 1(4) 救助の委任の留意点 1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託																																	
					市	2(1) 救助の実施 2(2) 県が行う救助の補助																																	
					日本赤十字社 愛知県支部	3 救助の実施																																	
	<b>第1節 災害対策本部の設置・運営</b>			<b>第1節 災害対策本部の設置・運営</b>																																			
73	<b>1 市における措置</b> (1) 災害対策本部 ア 設置 (略)			<b>1 市における措置</b> (1) 災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準 (略)			表記の整理																																
75	(2) 本部員会議 (略)			(2) 本部員会議の組織運営 (略)			新設する第3節に移動。																																
76	(3) 災害救助法が適用された場合の体制 市長は、当市に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。			(削除)																																			
	<b>2 防災関係機関における措置</b> (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関 指定公共機関及び指定地方公共機関は、市の地域に風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、防災業務計画その他の計画により防災組織を整備して自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。			<b>2 防災関係機関における措置</b> (1) 組織及び活動体制 防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。			表記の整理																																
	(2) 公共的団体及び重要な施設の管理者等 公共的団体及び重要な施設の管理者等は、指定公共機関及び指定地方公共機関に準じた活動を行う。			(2) 勤務時間外における体制の整備 防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。																																			
	<b>第2節 職員の派遣要請</b>			<b>第2節 職員の派遣要請</b>																																			
76	<b>1 市における措置</b> (1)～(3)（略） （追加）			<b>1 市における措置</b> (1)～(3)（略） (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。			対策の追加（愛知県地域防災計画 H29.5）																																
	(4)（略）			(5)（略）																																			
77	<b>（追加）</b>			<b>第3節 災害救助法の適用</b>																																			
				<b>1 県における措置</b> (1) 災害救助法の適用 知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村の区域について、災害救助法を適用する。 (2) 救助の実施 知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。 (3) 市町村への委任 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。 なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。			災害救助法に関する記載の充実																																
				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>			救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設部）		食品の給与	市町村（県が委任）		飲料水の給与	市町村（県が委任）		被服、寝具の給与	市町村（県が委任）		医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）	学用品の給与			
救助の種類	実施者																																						
	局地災害の場合	広域災害の場合																																					
避難所の設置	市町村（県が委任）																																						
応急仮設住宅の設置	県（建設部）																																						
食品の給与	市町村（県が委任）																																						
飲料水の給与	市町村（県が委任）																																						
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）																																						
医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部																																					
被災者の救出	市町村（県が委任）																																						
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）																																					
学用品の給与																																							

頁	現行（平成 28 年 11 月修正）	修正案	改正理由												
		<table border="1" data-bbox="1039 181 1768 513"> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td>市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td>県（県民生活部、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>死体の搜索及び処理</td> <td>市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td>市町村（県が委任）</td> </tr> </table> <p>(4) 救助の委任の留意点 市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。</p> <p>(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 知事は、医療及び助産の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産のために必要な措置を講じる。</p> <p><b>2 市における措置（災害救助法第 13 条）</b> (1) 救助の実施 市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。 (2) 県が行う救助の補助 市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。</p> <p><b>3 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第 15、16 条）</b> 日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事の委託を受けて、医療及び助産を行う。</p>	市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）	県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）	埋葬	市町村（県が委任）	死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）	住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）	<p>災害救助法に関する記載の充実</p> <p>災害救助法に関する記載の充実</p>		
市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）														
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）														
埋葬	市町村（県が委任）														
死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）														
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）														
	<b>第 2 章 避難行動</b>	<b>第 2 章 避難行動</b>													
78	<p><b>■基本方針</b> ○ 避難準備情報の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</p> <p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="172 1552 968 1700"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 節 避難の勧告・指示</td> <td>市</td> <td>1(1) 避難のための準備情報・勧告・指示 1(2)～1(4) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節 避難の勧告・指示	市	1(1) 避難のための準備情報・勧告・指示 1(2)～1(4) (略)	<p><b>■基本方針</b> ○ 避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</p> <p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1003 1552 1799 1700"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 節 避難の勧告・指示等</td> <td>市</td> <td>1(1) 避難勧告等 1(2)～1(4) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節 避難の勧告・指示等	市	1(1) 避難勧告等 1(2)～1(4) (略)	<p>避難情報の名称変更</p> <p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置													
第 2 節 避難の勧告・指示	市	1(1) 避難のための準備情報・勧告・指示 1(2)～1(4) (略)													
区分	機関名	主な措置													
第 2 節 避難の勧告・指示等	市	1(1) 避難勧告等 1(2)～1(4) (略)													
	<b>第 1 節 気象警報等の発表、伝達</b>	<b>第 1 節 気象警報等の発表、伝達</b>													
80	<p><b>図 1 気象・水象に関する特別警報・警報等</b> 放送→住民等</p> <p><b>図 2 水防警報</b> 市民</p> <p><b>図 4 排水調整（藤島・小木・自才排水ポンプ）</b> 市民</p>	<p><b>図 1 気象・水象に関する特別警報・警報等</b> 放送等→市民等</p> <p><b>図 2 水防警報</b> 市民等</p> <p><b>図 4 排水調整（藤島・小木・自才排水ポンプ）</b> 市民等</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>												
81	<p><b>図 5 土砂災害警戒情報</b> 放送→住民</p> <p><b>図 7 火災のための気象通報</b> 県知事（防災局災害対策課）→市長→市民</p>	<p><b>図 5 土砂災害警戒情報</b> 放送等→市民等</p> <p><b>図 7 火災のための気象通報</b> 愛知県→小牧市→市民等</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>												
	<b>第 2 節 避難の勧告・指示</b>	<b>第 2 節 避難の勧告・指示等</b>	表記の整理												
82	<p><b>1 市における措置</b> (1) 避難のための準備情報・勧告・指示 ア 避難勧告・避難指示 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。 その他、河川管理者等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。 (略) 避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。 また、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。</p> <p>イ 避難準備情報 一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所での滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、</p>	<p><b>1 市における措置</b> (1) 避難勧告等 ア 避難勧告・避難指示（緊急） 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。 その他、河川管理者等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。 (略) 避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。 また、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</p> <p>イ 避難準備・高齢者等避難開始 一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所での滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、</p>	<p>避難情報の名称変更</p> <p>避難情報の名称変更</p>												

頁	現行 (平成 28 年 11 月修正)	修正 案	改正理由
83	<p>避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備 (要配慮者避難) 情報を伝達する。</u> また、必要に応じ、<u>避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難所</u>を開設する。</p> <p>ウ <u>屋内退避</u> 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避等の安全確保に関する措置</u>を指示することができる。</p> <p>エ 対象地域の設定 <u>避難準備情報や避難勧告・指示等を行うにあたっては</u>、対象地域の適切な設定等に留意する。 (追加)</p> <p>オ 事前の情報提供 <u>避難勧告や指示等</u>に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p><b>3 県 (知事又は知事の命を受けた職員) における措置</b></p> <p>(4) 市長への助言 知事は、市長から<u>避難指示</u>、<u>避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p><b>4 警察 (警察官) における措置</b></p> <p>(2) 災害対策基本法第 61 条による指示 市長による<u>避難指示</u>ができないと認めるとき、もしくは<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示する。</p> <p><b>5 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</b></p> <p>(1) 市長への助言 名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から<u>避難指示</u>、<u>避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p><b>7 避難の勧告・指示の内容</b> 市長は、次の内容を明示して<u>避難の勧告・指示</u>を実施するものとする。 (4) 避難勧告又は指示の理由</p>	<p>避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定避難所等</u>を開設する。</p> <p>ウ <u>屋内安全確保</u> 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>エ 対象地域の設定 <u>避難勧告等</u>を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ <u>避難勧告等の伝達</u> <u>避難勧告等</u>を発令するにあたっては、<u>危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</u></p> <p>カ 事前の情報提供 <u>避難勧告等の発令</u>に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、<u>大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</u></p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p><b>3 県 (知事又は知事の命を受けた職員) における措置</b></p> <p>(4) 市町村長への助言 知事は、市長から<u>避難指示 (緊急)</u>、<u>避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。 また、時機を失することなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p><b>4 警察 (警察官) における措置</b></p> <p>(2) 災害対策基本法第 61 条による指示 市長による<u>避難のための立退き</u>若しくは「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示する。</p> <p><b>5 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</b></p> <p>(1) 市長への助言 名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から<u>避難指示 (緊急)</u>、<u>避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p><b>7 避難の勧告・指示の内容</b> 市長は、次の内容を明示して<u>避難勧告等の発令</u>をするものとする。 (4) <u>避難勧告又は避難指示 (緊急)</u>の理由</p>	<p>表記の整理 (愛知県地域防災計画 H29. 5)</p> <p>避難情報の名称変更</p> <p>対策の追加 (愛知県地域防災計画 H29. 5)</p> <p>対策の追加 (愛知県地域防災計画 H29. 5)</p> <p>表記の整理 (愛知県地域防災計画 H29. 5)</p> <p>対策の追加 (愛知県地域防災計画 H29. 5)</p> <p>表記の整理 (愛知県地域防災計画 H29. 5)</p> <p>避難情報の名称変更</p> <p>避難情報の名称変更</p>
84	<p><b>第 3 節 住民等の避難誘導</b></p> <p><b>1 住民等の避難誘導</b></p> <p>(2) <u>避難誘導及び移送</u> 避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察官、消防職団員、市役所職員等が誘導を行う。誘導に当たってはできるだけ住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。なお、避難所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の实情に応じ、避難路を 2 か所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。</p> <p>ア <u>避難場所や避難路、災害危険箇所等 (浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在等) の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u></p> <p>イ できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行う。</p> <p>ウ 避難行動要支援者の避難を優先して行う。</p> <p>エ 避難行動要支援者の避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。</p>	<p><b>第 3 節 住民等の避難誘導</b></p> <p><b>1 住民等の避難誘導</b></p> <p>(2) <u>避難誘導及び移送</u> 避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察官、消防職団員、市役所職員等が誘導を行う。誘導に当たっては<u>できる限り</u>住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。なお、避難所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の实情に応じ、避難路を 2 か所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。 (削除)</p> <p>(3) <u>誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</u></p> <p>(4) <u>避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p>
86	<p><b>第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報</b></p> <p><b>■基本方針</b></p> <p>○ <u>県、市及び関係機関は、相互に連携して災害応急対策が実施できるように、災害に関する情報の共有に努める。</u></p>	<p><b>第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報</b></p> <p><b>■基本方針</b></p> <p>○ <u>県及び市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。</u></p>	<p>対策の追加 (愛知県地域防災計画 H29. 5)</p>
88	<p><b>第 1 節 被害状況等の収集・伝達</b></p>	<p><b>第 1 節 被害状況等の収集・伝達</b></p>	<p>対策の追加 (愛知県地域防災計画 H29. 5)</p>

頁	現行（平成28年11月修正）	修正案	改正理由
89	<p><b>1 市の措置</b></p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告（略） この場合において、市長は、被害の発生地域、<u>避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u></p> <p>(3) 行方不明者の情報収集 検索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、<u>県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</u>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p>	<p><b>1 市の措置</b></p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告（略） この場合において、市長は、被害の発生地域、<u>避難指示（緊急）等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u></p> <p>(3) 行方不明者の情報収集 検索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、<u>県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</u>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（<u>外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等</u>）に連絡するものとする。</p>	<p>避難情報の名称変更</p> <p>表記の整理（愛知県地域防災計画 H29.5）</p>
90	<p>(4) 火災、災害速報要領に基づく報告</p> <p>(6) 報告責任者 <u>報告は消防長が行う。</u></p> <p>(9) 伝達要領 伝達要領については、附属資料を参照。 ア～カ（略） （追加）</p>	<p>(4) 火災、災害即報要領に基づく報告</p> <p>(6) 報告責任者 <u>報告責任者は市長とする。</u></p> <p>(9) 伝達要領と被害の種類 伝達要領については、附属資料を参照。 ア～カ（略） <u>キ その他の公共公益事業施設被害</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
91	<p><b>2 被害状況等の一般的収集・伝達系統</b></p> <p>(2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。</p>	<p><b>2 被害状況等の一般的収集・伝達系統</b></p> <p>(2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、<u>積極的に</u>自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、<u>災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）</u>及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。</p>	<p>対策の追加（愛知県地域防災計画 H29.5）</p>
92	<p><b>3 重要な災害情報の収集伝達</b></p> <p>(2) 災害の規模の把握のために必要な情報 市、<u>県</u>指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。</p> <p>(3) 安否情報 市、<u>県</u>は被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため安否情報の収集に努める。 ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</p> <p>(4) 孤立集落に係る情報 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、<u>県</u>、<u>市</u>は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、<u>県</u>、<u>市</u>に連絡するものとする。また、<u>県</u>、<u>市</u>は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p>	<p><b>3 重要な災害情報の収集伝達</b></p> <p>(2) 災害の規模の把握のために必要な情報 市、<u>県及び</u>指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。</p> <p>(3) 安否情報 市<u>及び</u>県は被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため安否情報の収集に努める。 ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</p> <p>(4) 孤立集落に係る情報 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、<u>県及び</u>市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、<u>県</u>、<u>市</u>に連絡するものとする。また、<u>県及び</u>市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
<b>第2節 通信手段の確保</b>		<b>第2節 通信手段の確保</b>	
95	<p><b>1 市及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(8) 電話・電報施設の優先利用 ア 一般電話及び電報 イ 非常扱いの電報 <u>天災事変、その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取扱われる。</u></p>	<p><b>1 市及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(8) 電話・電報施設の優先利用 ア 一般電話及び電報 イ 非常扱いの電報 <u>天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。</u></p>	<p>サービス提供の終了</p>
<b>第3節 広報</b>		<b>第3節 広報</b>	
97	<p><b>4 広報内容</b></p> <p>(2) 災害発生直後の広報 ウ 避難に関する情報（避難場所、避難勧告、<u>指示等</u>）</p>	<p><b>4 広報内容</b></p> <p>(2) 災害発生直後の広報 ウ 避難に関する情報（避難場所、避難勧告、<u>避難指示（緊急）等</u>）</p>	<p>避難情報の名称変更</p>
<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>		<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>	
<b>第2節 応援部隊等による広域応援等</b>		<b>第2節 応援部隊等による広域応援等</b>	
100	<p><b>2 市における措置</b></p> <p>(1) 緊急消防援助隊等の応援要請 ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。（追加）</p>	<p><b>2 市における措置</b></p> <p>(1) 緊急消防援助隊等の応援要請 ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。<u>なお、その要請の手順については、「小牧市緊急消防援助隊受援計画」に定めるものとする。</u></p>	<p>「小牧市緊急消防援助隊受援計画」の策定に伴う修正</p>
<b>第5章 救出・救助対策</b>		<b>第5章 救出・救助対策</b>	
<b>第1節 救出・救助活動</b>		<b>第1節 救出・救助活動</b>	
107	<b>■主な機関の応急活動</b>	<b>■主な機関の応急活動</b>	

頁	現行（平成28年11月修正）				修正案				改正理由																
	機関名	事前	被害発生中	事後	機関名	事前	被害発生中	事後																	
108	市		○救出活動 ○他市町村又は県への応援要求 ○広域的な消防隊の応援要請 ○防災ヘリコプターの応援要請		市		○救出活動 ○他市町村又は県への応援要求 ○広域的な消防隊の応援要請 ○防災ヘリコプターの応援要請		表記の整理																
	警察		○救出救助活動 ○各種情報の収集・伝達		警察		○救出救助活動 ○各種情報の収集・伝達																		
	中部地方整備局、 高速道路会社		○救出・救助活動拠点の確保		中部地方整備局、 高速道路会社		○救出・救助活動拠点の確保																		
	関係機関		○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 ○航空機の運用調整への協力		関係機関		○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 ○航空機の運用調整への協力																		
109	<b>1 市における措置</b> (3) 広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」（尾張北部広域行政圏）及び「愛知県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより要請する。				<b>1 市における措置</b> (3) 広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」（尾張北部広域行政圏）、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」及び「小牧市緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより要請する。				表記の整理																
	<b>4 災害救助法の適用の場合の経費負担</b> 災害の発生の日から3日以内の救出について、救出に要する機械器具の借上費、修繕費及び燃料費は県の負担による。災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行う。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。				<b>4 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。				表記の整理																
第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策					第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策																				
111	<b>■主な機関の応急活動</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>○保健活動及び心のケア ○DPATの派遣要請 ○防疫組織の編成 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				機関名	事前	被害発生中	事後	市		(略)	○保健活動及び心のケア ○DPATの派遣要請 ○防疫組織の編成 (略)	<b>■主な機関の応急活動</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td>(略) ○DPATの派遣要請</td> <td>○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				機関名	事前	被害発生中	事後	市		(略) ○DPATの派遣要請	○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 (略)	表記の整理
機関名	事前	被害発生中	事後																						
市		(略)	○保健活動及び心のケア ○DPATの派遣要請 ○防疫組織の編成 (略)																						
機関名	事前	被害発生中	事後																						
市		(略) ○DPATの派遣要請	○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 (略)																						
第1節 医療救護					第1節 医療救護																				
112	<b>1 市における措置</b> (2) 市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を <b>設置</b> し、必要に応じて地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。 (追加) <b>2 地元医師会、災害拠点病院における措置</b> (1) 地元医師会、災害拠点病院は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図るものとする。 (追加) (追加)				<b>2 市における措置</b> 市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、 <b>指定された</b> 医療救護所を <b>開設</b> し、 <b>協定に基づき</b> 必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。 附属資料 7.1.6 医療救護所指定施設 <b>2 地元医師会、災害拠点病院における措置</b> (1) 地元医師会、災害拠点病院は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図る。 <b>3 DMAT指定医療機関における措置</b> DMAT指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム(DMAT)は、DMAT活動要領に基づき活動を行う。 <b>4 日本赤十字社愛知県支部における措置</b> 日赤愛知県支部は、災害救助法による県からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。 <b>5 (略)</b>				表記の整理																
113	<b>4 医療救護班の編成・派遣等</b> (1) 対象者 (略) (2) 医療及び助産の範囲 (略) (3) 医療及び助産の方法 (略) (追加) (追加) (3) 医療及び助産の方法 (ア) 医療救護班の編成 ① 医療救護班は原則として、医師2人又は3人、看護師2人又は3人とする。 ② (略) イ 救護所の設置 医療救護班は被災者の収容所、又はその他適当な地点に <b>応急救護所</b> を設けるとともに、必要に応じて巡回救護を行うものとする。 ウ～キ (略) ク 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。 (追加)				<b>6 医療救護班の編成及び派遣等</b> (削除) (削除) (削除) (1) 災害に基づく医療は原則として、医療救護班によって行うものとする。 (2) 市長は、状況に応じて必要な医療救護班等を順次現地に派遣するよう三師会に対して要請する。 (3) 医療救護班は原則として、医師2人又は3人、看護師2人又は3人、事務員1人又は2人とする。 (削除) (4) 医療救護班等は、指定された医療救護所にて医療救護活動を行う。 また、必要に応じて巡回救護を行うものとする。 (5)～(9) (略) (10) 避難所が設置された場合は、医療救護班等による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。				地震災害対策計画との整合 地震災害対策計画との整合 地震災害対策計画との整合 表記の整理 表記の整理 表記の整理 表記の整理																

頁	現行（平成28年11月修正）	修正案	改正理由
114	<p><b>5 救急搬送の実施</b></p> <p>(1) 患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター（防災ヘリコプター・ドクターヘリ）等の航空機により行う。</p> <p>(2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。</p> <p>(3) 道路や交通機関の不通時等、又は、遠隔地及び広域搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）へ重症患者を搬送する場合にはドクターヘリ等を活用する。</p> <p>（追加）</p> <p><b>6 医薬品その他衛生材料の確保</b></p> <p>(3) 災害医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</p> <p><b>7 災害救助法の適用の場合の経費負担</b></p> <p>(3) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p><b>8～9（略）</b></p>	<p>附属資料</p> <p>5.1.12 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市医師会） 5.1.25 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市薬剤師会） 5.1.38 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市歯科医師会）</p> <p><b>7 救急搬送の実施</b></p> <p>(1) 患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。</p> <p>(2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。</p> <p>(3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びSCUへ搬送する場合には、要請に基づき県、県警察、自衛隊等がヘリコプター等により空輸する。</p> <p>(4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。</p> <p><b>8 医薬品その他衛生材料の確保</b></p> <p>(3) 災害医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</p> <p><b>9 災害救助法の適用の場合の経費負担</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p><b>10～11（略）</b></p>	<p>愛知県地域防災計画との整合</p> <p>表記の整理</p> <p>災害救助法に関する記載の充実</p>
	<p><b>第2節 防疫・保健衛生</b></p>	<p><b>第2節 防疫・保健衛生</b></p>	
114	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 防疫活動 ア～イ（略） （追加）</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 防疫活動 ア～イ（略） ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p>	<p>表記の整理</p>
115	<p>(3) ねずみ族、昆虫等の駆除 (4) 生活の用に供される水の供給 (5) 臨時予防接種 (6)（略）</p> <p><b>2 食品衛生指導</b></p> <p>県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱い等その他について指導する。</p> <p><b>4 健康管理</b></p> <p>(2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮をするとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。</p>	<p>(3) 臨時予防接種 (4) ねずみ族、昆虫等の駆除 (5) 生活の用に供される水の供給 (6)（略）</p> <p><b>2 食品衛生指導</b></p> <p>県は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱い等その他について指導する。</p> <p><b>4 健康管理</b></p> <p>(2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
	<p><b>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</b></p>	<p><b>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</b></p>	
	<p><b>第1節 道路交通規制等</b></p>	<p><b>第1節 道路交通規制等</b></p>	
120	<p><b>1 県警察における措置</b></p> <p>(4) 強制排除措置 エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</p>	<p><b>1 県警察における措置</b></p> <p>(4) 強制排除措置 エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</p>	<p>災害対策基本法の一部改正（H28.5）</p>
120	<p><b>3 自動車運転手の措置</b></p> <p>(3) 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</p> <p><b>4 相互協力</b></p> <p>(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合は、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に密接な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。</p>	<p><b>3 自動車運転者の措置</b></p> <p>(3) 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</p> <p><b>4 相互協力</b></p> <p>(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合は、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に密接な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。</p>	<p>災害対策基本法の一部改正（H28.5）</p> <p>災害対策基本法の一部改正（H28.5）</p>
	<p><b>第3節 空港施設対策</b></p>	<p><b>第3節 空港施設対策</b></p>	
122	<p><b>（愛知県名古屋飛行場）</b></p> <p><b>1 県（名古屋空港事務所）における措置</b></p> <p>愛知県名古屋空港事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。</p> <p>なお、必要があると認めるときは、自衛隊はこれに協力する。</p> <p><b>2 自衛隊における措置</b></p>	<p><b>（愛知県名古屋飛行場）</b></p> <p><b>1 県（名古屋空港事務所）における措置</b></p> <p>県（名古屋空港事務所）は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置を講じるとともに、応急復旧工事を実施する。</p> <p>なお、自衛隊は、必要に応じてこれに協力する。</p> <p><b>2 自衛隊における措置</b></p>	<p>表記の整理</p>

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行(平成28年11月修正)	修正案	改正理由
	自衛隊は、名古屋空港事務所が施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機(乗組員)に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。	自衛隊は、 <u>県(名古屋空港事務所)</u> が施設の利用を停止する措置を講じた場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機(乗組員)に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。	表記の整理
	<b>第5節 緊急輸送手段の確保</b>	<b>第5節 緊急輸送手段の確保</b>	
123	<b>2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</b> (1)～(6)(略) (追加)	<b>2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</b> (1)～(6)(略) <u>(7)被災者(滞留者、要配慮者、傷病者等)及びボランティア</u>	県協定の締結 (バス及びタクシー協会)
	<b>第8章 水害防除対策</b>	<b>第8章 水害防除対策</b>	
	<b>第2節 防災営農</b>	<b>第2節 防災営農</b>	
129	<b>5 応援協力関係</b> (1)農業用施設に対する応急措置 市及び土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、 <u>県へ移動用ポンプの貸与を依頼し、</u> 県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸与を行う。 (略)	<b>5 応援協力関係</b> (1)農業用施設に対する応急措置 ア 市及び土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、 <u>県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、</u> 県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸与を行う。 (略)	表記の整理
	<b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	
131	<b>1 市における措置</b> (2)多様な避難所の確保 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、 <u>民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、</u> 多様な避難所の確保に努めるものとする。 (4)避難所の運営 ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から <u>自宅</u> での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。 コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。 シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、 <u>県を通じ生活衛生共同組合へ、これらの業務の提供を要請するなど</u> 避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。	<b>1 市における措置</b> (2)多様な避難所の確保 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、 <u>旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、</u> 多様な避難所の確保に努めるものとする。 (4)避難所の運営 ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から <u>在宅や車中、テントなど</u> での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。 コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、 <u>避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう</u> 努めること。 シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、 <u>県を通じ生活衛生共同組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請する</u> など避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。	表記の整理(愛知県地域防災計画H29.5) 対策の追加(愛知県地域防災計画H29.5) 表記の整理(愛知県地域防災計画H29.5) 表記の整理
132	<b>2 災害救助法の適用の場合の経費負担</b> 災害発生の日から7日以内の避難所の開設について、設置、維持及び管理に対する人夫賃、消耗機材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費、仮設炊事場及び仮設トイレ等の設置費並びに輸送費は、 <u>災害救助法施行細則(昭和40年愛知県規則第60号)に定める範囲内で、</u> 県の負担による。	<b>2 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、「 <u>1市における措置</u> 」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、 <u>市が実施することとなる。</u> <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u>	表記の整理
	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	
134	<b>1 市における措置</b> (8)外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 エ <u>通訳ボランティア等の避難所等への派遣(ボランティアセンターを通じて依頼)</u>	<b>1 市における措置</b> (8)外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣	表記の整理
	<b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
	<b>第1節 給水</b>	<b>第1節 給水</b>	
136	<b>4 災害救助法の適用</b> 災害発生の日から7日以内の給水について、 <u>1人1日当たり3リットルで計算した範囲内のろ水機その他給水に必要な機械器具の借上料、修繕費、燃料費及び浄水用薬品等の資材費で地域内における通常の実費は、</u> 県の負担による。 災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は <u>市長への委任を想定しているため、</u> <u>直接の事務は、市で行う。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	<b>4 災害救助法の適用</b> (削除) 災害救助法が適用された場合、「 <u>1市における措置</u> 」は県が実施機関となるが、当該事務は <u>市町村長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	表記の整理
	<b>第2節 食品の供給</b>	<b>第2節 食品の供給</b>	
137	<b>1 市における措置</b>	<b>1 市における措置</b>	

頁	現行 (平成 28 年 11 月修正)	修 正 案	改正理由				
138	<p>(3) 米穀の原料調達</p> <p>イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p> <p>ウ ～ エ (略)</p> <p><b>図 炊き出し用として米穀を確保する手順図</b> 愛知県知事（農林水産部食育推進課）</p> <p><b>2 災害救助法の適用</b> 災害発生の日から7日以内の炊き出しその他食品の給与について、給与に要する主食費、副食費、燃料費、器物等の使用謝金、消耗機材費及び雑費は、県施行細則の定める限度額の範囲内で、県の負担（本節 3（2）ア（ウ）を除く。）による。</p> <p>災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、市で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>(3) 米穀の原料調達</p> <p>イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p> <p>ウ ～ エ (略)</p> <p><b>図 炊き出し用として米穀を確保する手順図</b> 愛知県知事（農林水産部食育消費流通課）</p> <p><b>2 災害救助法の適用</b> (削除)</p> <p>災害救助法が適用された場合、「<u>1市における措置</u>」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>表記の整理</p> <p>課名の変更</p> <p>表記の整理</p>				
139	<p><b>第3節 生活必需品の供給</b></p> <p><b>3 災害救助法の適用の場合の経費負担</b> 災害発生の日から10日以内の給与又は貸与したものに要した費用は、県施行細則に定める限度額の範囲内で、県の負担による。</p> <p>災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、市で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p><b>第3節 生活必需品の供給</b></p> <p><b>3 災害救助法の適用</b> (削除)</p> <p>災害救助法が適用された場合、「<u>1市における措置</u>」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>表記の整理</p>				
<b>第11章 環境汚染防止及び地域安全対策</b>		<b>第11章 環境汚染防止及び地域安全対策</b>					
<b>第2節 地域安全対策</b>		<b>第2節 地域安全対策</b>					
141	<p><b>1 警察における措置</b></p> <p>(1) 社会秩序の維持対策</p> <p>ア <u>避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 行方不明者発見・保護活動 行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。</p> <p>(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、<u>警戒活動を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</u></p>	<p><b>1 警察における措置</b></p> <p>(1) 社会秩序の維持対策</p> <p>ア <u>被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 行方不明者発見・保護活動 行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。</p> <p>(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、<u>被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</u></p>	<p>表記の整理（愛知県地域防災計画 H29.5）</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>				
<b>第12章 遺体の取扱い</b>		<b>第12章 遺体の取扱い</b>					
	<table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民課、消防署、関係機関</td> </tr> </table>	実施担当	市民課、消防署、関係機関	<table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民課、消防署、<u>小牧警察署</u>、関係機関</td> </tr> </table>	実施担当	市民課、消防署、 <u>小牧警察署</u> 、関係機関	<p>表記の整理</p>
実施担当	市民課、消防署、関係機関						
実施担当	市民課、消防署、 <u>小牧警察署</u> 、関係機関						
<b>第1節 遺体の捜索</b>		<b>第1節 遺体の捜索</b>					
143	<p><b>3 災害救助法の適用の場合の経費負担</b> 災害発生の日から10日以内に捜索のために支出する費用は県施行細則に定める限度額で、県の負担とする。</p> <p>災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、市で行う。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p><b>3 災害救助法の適用</b> (削除)</p> <p>災害救助法が適用された場合、「<u>1市における措置</u>」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>表記の整理</p>				
<b>第2節 遺体の処理</b>		<b>第2節 遺体の処理</b>					
144	<p><b>3 災害救助法の適用の場合の経費負担</b> 災害発生の日から10日以内（これによりがたい場合は厚生労働大臣の承認を要する。）に遺体処理のために支出する費用は県施行細則に定める限度額で、県負担とする。</p> <p>災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、市で行う。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p><b>3 災害救助法の適用</b> (削除)</p> <p>災害救助法が適用された場合、「<u>1市における措置</u>」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>表記の整理</p>				
<b>第3節 遺体の埋火葬</b>		<b>第3節 遺体の埋火葬</b>					
	<table border="1"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>市長（略）、警察</td> </tr> </table>	実施責任者	市長（略）、警察	<table border="1"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>市長（略）</td> </tr> </table>	実施責任者	市長（略）	<p>表記の整理</p>
実施責任者	市長（略）、警察						
実施責任者	市長（略）						
145	<p><b>2 災害救助法の適用の場合の経費負担</b> 災害発生の日から10日以内（これによりがたい場合は厚生労働大臣の承認を要する。）に遺体処理のために支出する費用は県施行細則に定める限度額で、県負担とする。</p> <p>災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となる</p>	<p><b>2 災害救助法の適用</b> (削除)</p> <p>災害救助法が適用された場合、「<u>1市における措置</u>」は県が実施機関と</p>	<p>表記の整理</p>				



頁	現行（平成28年11月修正）	修正案	改正理由												
	が、当該事務は市長への委任を想定しているため、 <u>直接の事務は、市で行う。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	なるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、 <u>市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。													
	<b>第13章 ライフライン施設等の応急対策</b>	<b>第13章 ライフライン施設等の応急対策</b>													
146	<b>■基本方針</b> ○ 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。 (追加)	<b>■基本方針</b> ○ 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。 ○ 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。	対策の追加（愛知県地域防災計画 H29.5）												
	<b>第1節 電力施設対策</b>	<b>第1節 電力施設対策</b>													
148	<b>1 中部電力株式会社における措置</b> (7) 広域運営による応援 「 <u>非常災害時における応急応援要綱</u> 」（中央電力協議会）及び「 <u>資材及び役務の相互融通に関する規定</u> 」（中地域電力協議会）に基づき、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。	<b>1 中部電力株式会社における措置</b> (7) 広域運営による応援 <u>電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。</u>	運用の見直しのため												
	<b>第17章 放射性物質及び原子力災害応急対策</b>	<b>第17章 放射性物質及び原子力災害応急対策</b>													
164	<b>■基本方針</b> ○ 県内には原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人放射線医学総合研究所（千葉市稲毛区）等の県外の原子力災害に対応する医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。	<b>■基本方針</b> ○ 県内には原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害に対応する医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。	名称の変更												
	<b>第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策</b>	<b>第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策</b>													
168	<b>2 県における主な措置</b> (5) 飲料水・食品等の放射能濃度の測定 国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を <u>ホームページ</u> で公表する。	<b>2 県における主な措置</b> (5) 飲料水・食品等の放射能濃度の測定 国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を <u>Web サイト</u> で公表する。	表記の整理												
169	<b>3 市における措置</b> (4) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導飲料水・食品等の放射能濃度の測定 オ メール、フェイスブック、ツイッター及び <u>ホームページ</u> の活用による情報提供	<b>3 市における措置</b> (4) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導飲料水・食品等の放射能濃度の測定 オ メール、フェイスブック、ツイッター及び <u>Web サイト</u> の活用による情報提供	表記の整理												
	<b>第20章 大規模な火事災害対策</b>	<b>第20章 大規模な火事災害対策</b>													
175	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模な火事災害対策</td> <td>市</td> <td>1(1) (略) 1(2) <u>避難勧告・指示等</u> 1(3) ～(9) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <b>1 市における措置</b> (2) <u>避難勧告・指示等</u> (略)	区分	機関名	主な措置	大規模な火事災害対策	市	1(1) (略) 1(2) <u>避難勧告・指示等</u> 1(3) ～(9) (略)	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模な火事災害対策</td> <td>市</td> <td>1(1) (略) 1(2) <u>避難勧告等</u> 1(3) ～(9) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <b>1 市における措置</b> (2) <u>避難勧告等</u> (略)	区分	機関名	主な措置	大規模な火事災害対策	市	1(1) (略) 1(2) <u>避難勧告等</u> 1(3) ～(9) (略)	表記の整理  表記の整理
区分	機関名	主な措置													
大規模な火事災害対策	市	1(1) (略) 1(2) <u>避難勧告・指示等</u> 1(3) ～(9) (略)													
区分	機関名	主な措置													
大規模な火事災害対策	市	1(1) (略) 1(2) <u>避難勧告等</u> 1(3) ～(9) (略)													
	<b>第21章 林野火災対策</b>	<b>第21章 林野火災対策</b>													
178	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林野火災対策</td> <td>市</td> <td>1(1) (略) 1(2) <u>避難勧告・指示等</u> 1(3) ～1(11) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <b>1 市における措置</b> (2) <u>避難勧告・指示等</u> (略)	区分	機関名	主な措置	林野火災対策	市	1(1) (略) 1(2) <u>避難勧告・指示等</u> 1(3) ～1(11) (略)	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林野火災対策</td> <td>市</td> <td>1(1) (略) 1(2) <u>避難勧告等</u> 1(3) ～1(11) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <b>1 市における措置</b> (2) <u>避難勧告等</u> (略)	区分	機関名	主な措置	林野火災対策	市	1(1) (略) 1(2) <u>避難勧告等</u> 1(3) ～1(11) (略)	表記の整理  表記の整理
区分	機関名	主な措置													
林野火災対策	市	1(1) (略) 1(2) <u>避難勧告・指示等</u> 1(3) ～1(11) (略)													
区分	機関名	主な措置													
林野火災対策	市	1(1) (略) 1(2) <u>避難勧告等</u> 1(3) ～1(11) (略)													
	<b>第22章 地階等における都市ガス災害対策</b>	<b>第22章 地階等における都市ガス災害対策</b>													
182	<b>1 市における措置</b> (5) 救助及び消火活動 市消防計画等により消防隊を出動させ、当該地階等の救助及び消火活動を実施する。	<b>1 市における措置</b> (5) 救助及び消火活動 市消防計画等により消防隊等を出動させ、当該地階等の救助及び消火活動を実施する。	表記の整理												
	<b>第23章 住宅対策</b>	<b>第23章 住宅対策</b>													
	<b>第6節 障害物の除去</b>	<b>第6節 障害物の除去</b>													
189	<b>2 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、県は市町村長への委任を想定しているため、 <u>直接の事務は市が行う。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	<b>2 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、県は市町村長への委任を想定しているため、 <u>市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	表記の整理												
	<b>第24章 学校における対策</b>	<b>第24章 学校における対策</b>													
	<b>第4節 教科書・学用品等の給与</b>	<b>第4節 教科書・学用品等の給与</b>													
194	<b>1 市における措置</b> (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童及び生徒に対して、教科書・学	<b>1 市における措置</b> (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市町村は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又はき損し、就学上支障をきたした市立小・中学校等の児童及び	表記の整理												

頁	現行（平成 28 年 11 月修正）	修正案	改正理由												
195	<p>用品等を給与する。</p> <p><b>3 災害救助法の適用の場合の経費負担</b></p> <p>学用品等の給与に支出する費用は県施行細則に定める限度額で県負担とする。</p> <p>災害救助法が適用された場合、市における措置は愛知県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、市で行う。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。</p> <p><b>3 災害救助法の適用</b></p> <p>(削除)</p> <p>災害救助法が適用された場合、「<u>1市における措置</u>」は県が実施機関となるが、当該事務は<u>市町村長</u>への委任を想定しているため、<u>市が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>表記の整理</p>												
	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	<b>第4編 災害復旧・復興</b>													
	<b>(追加)</b>	<b>第1章 復興体制</b>													
		<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ <u>大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。</u></p> <p>○ <u>大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。</u></p> <p>○ <u>県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。</u></p> <p>○ <u>被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。</u></p> <p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 復興本部の設置等</td> <td>市</td> <td>1(1) 市復興本部の設置 1(2) 市復興本部の組織及び運営 1(3) 本部会議の開催</td> </tr> <tr> <td>第2節 復興計画等の策定</td> <td>市</td> <td>1(1) 市復興計画の策定</td> </tr> <tr> <td>第3節 職員の派遣要請</td> <td>市</td> <td>1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他市町村の職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 復興本部の設置等	市	1(1) 市復興本部の設置 1(2) 市復興本部の組織及び運営 1(3) 本部会議の開催	第2節 復興計画等の策定	市	1(1) 市復興計画の策定	第3節 職員の派遣要請	市	1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他市町村の職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
区分	機関名	主な措置													
第1節 復興本部の設置等	市	1(1) 市復興本部の設置 1(2) 市復興本部の組織及び運営 1(3) 本部会議の開催													
第2節 復興計画等の策定	市	1(1) 市復興計画の策定													
第3節 職員の派遣要請	市	1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他市町村の職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求													
		<b>第1節 復興本部の設置等</b>													
		<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 市復興本部の設置</p> <p>本市において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「<u>非常災害対策本部</u>」又は「<u>緊急災害対策本部</u>」が設置され、かつ、本市の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（市長）が判断した場合、復興本部を設置する。</p> <p>(2) 市復興本部の組織及び運営</p> <p>本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。</p> <p>(3) 本部会議の開催</p> <p>本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部長とする。</p>	<p>対策の追加</p>												
		<b>第2節 復興計画等の策定</b>													
		<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 市復興計画の策定</p> <p>特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</p>	<p>対策の追加</p>												
		<b>第3節 職員の派遣要請</b>													
		<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）</p> <p>市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</p> <p>(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）</p> <p>市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</p> <p>(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）</p> <p>市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</p> <p>また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</p>	<p>対策の追加</p>												
199	<b>第1章 公共施設等災害復旧対策</b>	<b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b>	表記の整理												
	(略)	(略)													
	<b>第2章 災害廃棄物処理対策</b>	<b>第3章 災害廃棄物処理対策</b>	表記の整理												
	<b>災害廃棄物処理対策</b>	<b>災害廃棄物処理対策</b>													

頁	現行 (平成 28 年 11 月修正)	修正案	改正理由																
204	<p><b>1 市における措置</b> <b>災害時の支援体制</b></p>	<p><b>1 市における措置</b> <b>災害時の支援体制</b></p>	愛知県災害廃棄物処理計画の策定及び協定の締結																
<b>第3章 被災者等の再建等の支援</b>		<b>第4章 被災者等の生活再建等の支援</b>																	
206	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="170 759 974 917"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第3節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅金融支援機構東海支店</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 住宅等対策	市	(略)	住宅金融支援機構東海支店	(略)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1003 759 1803 917"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第3節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人住宅金融支援機構</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 住宅等対策	市	(略)	独立行政法人住宅金融支援機構	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																	
第3節 住宅等対策	市	(略)																	
	住宅金融支援機構東海支店	(略)																	
区分	機関名	主な措置																	
第3節 住宅等対策	市	(略)																	
	独立行政法人住宅金融支援機構	(略)																	
<b>第3節 住宅等対策</b>		<b>第3節 住宅等対策</b>																	
209	<b>2 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置</b> (略)	<b>2 独立行政法人住宅金融支援機構における措置</b> (略)	表記の整理																
<b>第4章 商工業・農林水産業の再建支援</b>		<b>第5章 商工業・農林水産業の再建支援</b>																	
<b>第2節 農業の再建支援</b>		<b>第2節 農業の再建支援</b>																	
210	<p><b>1 市における措置</b> (3) 施設復旧 第1章 公共施設等災害復旧対策 参照</p>	<p><b>1 市における措置</b> (3) 施設復旧 第2章 公共施設等災害復旧対策 参照</p>	表記の整理																